



鳥取県公報

平成 19 年 7 月 24 日 (火)
第 7 9 0 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	出納長の権限に属する事務の一部の委任 (631) (指導管理課) 2
	土地改良区の定款の変更の認可 (2件) (632・633) (耕地課) 2
	保安林の指定施業要件の変更予定 (4件) (634~637) (森林保全課) 2
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (17) (教育総務課) 6
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (2件) (森林保全課) 6
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (教育委員会教育環境課) 10

告 示

鳥取県告示第 631 号

地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号）附則第 3 条第 2 項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「旧法」という。）第 171 条第 4 項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第 5 項において準用する旧法第 170 条第 4 項後段の規定により告示する。

平成 19 年 7 月 24 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
鳥取県教育職員免許法認定講習会に係る資料代の収納事務
- 2 委任を受けた出納員
鳥取県教育委員会事務局特別支援教育室
室長補佐 山本 伸一
- 3 委任期間
平成 19 年 7 月 23 日から同年 8 月 31 日まで

鳥取県告示第 632 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定に基づき、上北条土地改良区の定款の変更を平成 19 年 7 月 18 日認可したので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成 19 年 7 月 24 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第 633 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定に基づき、箕蚊屋土地改良区の定款の変更を平成 19 年 7 月 18 日認可したので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成 19 年 7 月 24 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第 634 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 7 月 24 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字奥本字石休847、848の1、848の2、849から851まで、852の1、852の2、853、854、855の1、856の1、856の2、857の1、858、859、859の1、860から863まで、863の1、864、864の1、864の2、865、865の1、865の2、866から868まで、868の1から868の3まで、869、871、872、872の1、873、874の1、874の2、875の1、875の3から875の51まで、875の53、875の54、字長谷876から878まで、878の1、879から887まで、887の1、888、888の1、889の1から889の66まで、890、890の1、891、891の1、892から900まで、901の1から901の36まで、902の1

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第635号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年7月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市用瀬町安蔵字横谷1097の1(次の図に示す部分に限る。)、1097の2から1097の7まで

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市用瀬町家奥字南谷奥454の2(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市用瀬町宮原字檜木ヶ崩289の2、用瀬町家奥字大由婦里谷奥590の10、用瀬町安蔵字荒田平1214の2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第636号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年7月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字湯原字寺ノ前171、172、字宮ノ元205、217から219まで、219の1、220から222まで、222の1、223、字サン谷226から228まで、230、230の1、231、231の1、231の2、232、233、233の1、234から238まで、238の1、239、239の1、239の2、240、240の1、240の3から240の5まで、241、242、字隈田265の1、266から268まで、268の1、269、270、270の1、270の2、271、271の1から271の3まで、272、278、278の2、523、529の1、529の2、字高畦314、315、315の2、316、316の1、317の1、318から322まで、325、326、328、329、329の1、331、字イノ原谷347の2から347の5まで、347の7から347の30まで、347の32、字下瀧谷352、374、374の2、374の5、字中野谷380から384まで、385の2、386の4、387から392まで、392の1、393、394、397の1、397の2、398から400まで、400の1、400の2、401から406まで、406の1、407、407の1、408、409、411、412、414、415、字奥ノ谷420から423まで、425、428、429の1、430、430の1、431、431の1、432、432の1、433、433の1、434、435、435の1、436から438まで、438の1、439、440、440の1、441、441の1、441の2、442、445、446、446の1、447、448、448の1、449、450、450の1、451、451の1、452から454まで、457、457の1、458の1、458の2、459、461から465まで、465の1、466、467、470、470の1、字上ノ瀧谷472、473、473の1、474、475の1から475の13まで、476から482まで、字コウマキ483から485まで、486の1から486の3まで、487、488、488の1、489、491、492、492の1、字アゼチ493の1、493の2、494、497から503まで、504の1から504の5まで、504の14から504の16まで、504の18から504の26まで、504の28から504の45まで、字サン谷山505から522まで、字大サコ524、525、527の1、527の2、528、530、530の1、531から535まで、537

- の 2、538 の 1、538 の 2、539 から 543 まで、大字 淵見字 深山ノ上 667、667 の 1、668、668 の 1、669、671、671 の 1、672 の 1、675 の 8、693 の 1、字巻ノ谷 910、910 の 1、910 の 2、911、911 の 1
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 637 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 7 月 24 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
東伯郡三朝町大字神倉字向山 458 の 1、458 の 2、459、字稗畑谷 511、512
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字向山 459 (次の図に示す部分に限る。)
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
東伯郡三朝町大字神倉字稗畑谷 509 の 1・509 の 2・510 (以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。)、
字仏谷 1054 の 1、1056 から 1058 まで、字台カ坂 1118 の 1、字雑良子谷 1118 の 2
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

する。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第 17 号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成 19 年 7 月 24 日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

- 1 日時 平成 19 年 7 月 26 日 (木) 午前 10 時 00 分～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目 271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 鳥取県教育審議会の委員について
 - (2) その他

公 告

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 7 月 24 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成 19 年 7 月 3 日付鳥取県告示第 568 号)の内容
(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

石谷 春日	八頭郡智頭町大字口宇波字出合東平 448 の 3
本阪 誠	八頭郡智頭町大字口宇波字細谷 452 の 1
〃	八頭郡智頭町大字口宇波字コライ谷 471 の 1
〃	八頭郡智頭町大字口宇波字コライ谷 471 の 3

國岡 一繁	〃
〃	八頭郡智頭町大字口宇波字コライ谷 471 の 4
林 久次郎	〃
本阪 誠	八頭郡智頭町大字口宇波字コライ谷 471 の 13
国岡昭太郎	八頭郡智頭町大字口宇波字コライ谷 483
本阪 誠	八頭郡智頭町大字口宇波字ヤトウジ 570 の 1
〃	八頭郡智頭町大字口宇波字ヤトウジ 570 の 2
〃	八頭郡智頭町大字口宇波字ヤトウジ 570 の 7
〃	八頭郡智頭町大字口宇波字ヤトウジ 571
林 義勝	八頭郡智頭町大字口宇波字ツエ谷 576
石谷 正樹	八頭郡智頭町大字口宇波字ツエ谷 577 の 1
〃	八頭郡智頭町大字口宇波字ツエ谷 577 の 2
本阪 誠	八頭郡智頭町大字口宇波字上淵 625
石谷 春日	八頭郡智頭町大字口宇波字中ヶ谷 743
石谷 正樹	八頭郡智頭町大字口宇波字ヒジマガリ 802
〃	八頭郡智頭町大字口宇波字ヒジマガリ 803
〃	八頭郡智頭町大字口宇波字ヒジマガリ 812
市村 宏	八頭郡智頭町大字口宇波字中ショウガ谷 813 の 1
〃	八頭郡智頭町大字口宇波字中ショウガ谷 813 の 2
〃	八頭郡智頭町大字口宇波字中ショウガ谷 813 の 3
三輪 章治	八頭郡智頭町大字大背字小屋ノ谷 1463 の 1
藤原 伝平	八頭郡智頭町大字市瀬字宮地谷 3420 の 6
〃	八頭郡智頭町大字市瀬字宮地谷 3425 の 1
〃	八頭郡智頭町大字市瀬字宮地谷 3430 の 6
原田 いち	八頭郡智頭町大字市瀬字屋毛尾 3438 の 14
藤原 槌藏	〃
原田 いち	八頭郡智頭町大字市瀬字屋毛尾 3438 の 16
藤原 槌藏	〃
藤原 伝平	八頭郡智頭町大字市瀬字屋毛尾 3440
石谷 春日	八頭郡智頭町大字市瀬字アシ谷ノ山 3525 の 1

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 智頭町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 7 月 24 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成 19 年 7 月 3 日付鳥取県告示第 570 号)の内容
(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

小澤菊太郎	日野郡江府町大字吉原字笛吹 2
妹尾忠五郎	〃
妹尾平市郎	〃
妹尾豊次郎	〃
妹尾清治郎	〃
妹尾 嘉重	〃
妹尾 金藏	〃
中祖金次郎	〃
中祖林次郎	〃
中祖啓一郎	〃
中祖忠三郎	〃
神庭貞一郎	〃
神庭菊一郎	〃

山本 信市	〃
澤村美津子	日野郡江府町大字吉原字大林 4
清水 澄江	〃
妹尾 廣平	〃
木元 太市	〃
清水たか代	〃
新見 克美	日野郡江府町大字吉原字論手 7 の 2
中島 利重	日野郡江府町大字吉原字七ヒラ 53
澤村美津子	日野郡江府町大字吉原字高操 79 の 9
清水 澄江	〃
妹尾 廣平	〃
木元 太市	〃
清水たか代	〃
砂口 耕司	〃
清水 勲	日野郡江府町大字大河原字上河原 1528 の 1
松島利太郎	〃
井上 忠雄	〃
井上 政貞	〃
井上八重子	〃
野田 要	〃
野田 高利	〃
亀田 石江	〃
安田 壽一	〃
井上 茂	〃
井上 森雄	〃
〃	日野郡江府町大字大河原字上河原 1529 の 20
吉川 正俊	日野郡江府町大字大河原字巖鏡 1530 の 26
大協不動産	日野郡江府町大字大河原字鍵掛 1531 の 11
亀田 忠治	〃
吉川 正俊	日野郡江府町大字大河原字鍵掛 1531 の 26

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、江府町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び江府町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 江府町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 7 月 24 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 借入物品の名称及び数量

ア 東中部地区納入分 ファクシミリ 8 台

イ 西部地区納入分 ファクシミリ 7 台

(2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成 19 年 9 月 1 日から平成 24 年 8 月 31 日まで

(4) 納入期限

平成 19 年 8 月 31 日（金）

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札書の記入方法等

(1) のア及びイの区分ごとに入札を行うので、入札金額は、当該入札に係る区分に掲げる物品に係る 1 月当たりの賃借料（保守料を含む。）を入札書に記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）のうち文具・事務用機器類の事務・OA 機器に係るもの又はリース・レンタルに係るものを有すること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 19 年 7 月 27 日（金）午後 5 時までに 4 の（2）の場所に提出すること。

- (3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (4) 平成 19 年 7 月 24 日（火）から同年 8 月 6 日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

電話 0857-26-7698

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

(3) 入札説明書の交付方法

平成 19 年 7 月 24 日（火）から同年 8 月 3 日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間に（1）の場所で交付する。

(4) 入札説明会の日時及び場所

平成 19 年 7 月 31 日（火）午後 1 時 30 分

鳥取県庁第 24 会議室（鳥取県庁第二庁舎 6 階）

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、（1）の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

次のとおりとする。（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、平成 19 年 8 月 3 日（金）午後 5 時までとする。）

（ア）東中部地区納入分 平成 19 年 8 月 6 日（月）午前 10 時 00 分

（イ）西部地区納入分 平成 19 年 8 月 6 日（月）午前 10 時 30 分

イ 場所 鳥取県庁第 32 会議室（鳥取県庁車庫棟 1 階）

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を 4 の（1）の場所に平成 19 年 8 月 3 日（金）正午までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として 1 の（6）で定める入札金額に 12 月を乗じて得た金額の 100 分

の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第 123 条第 2 項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として 1 の(6)で定める契約金額に 12 月を乗じて得た金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 2 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。